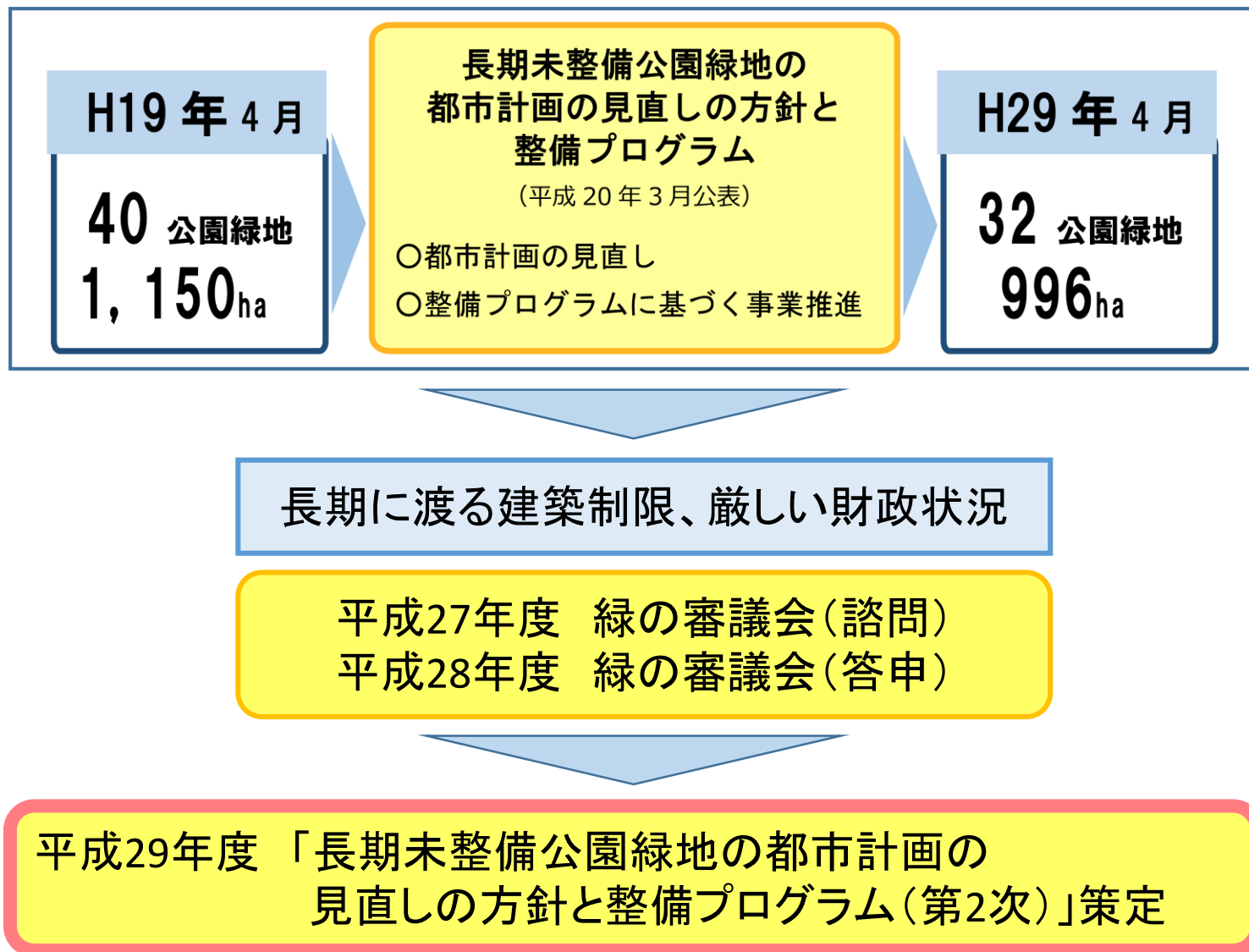


《長期未整備公園緑地の見直しについて》

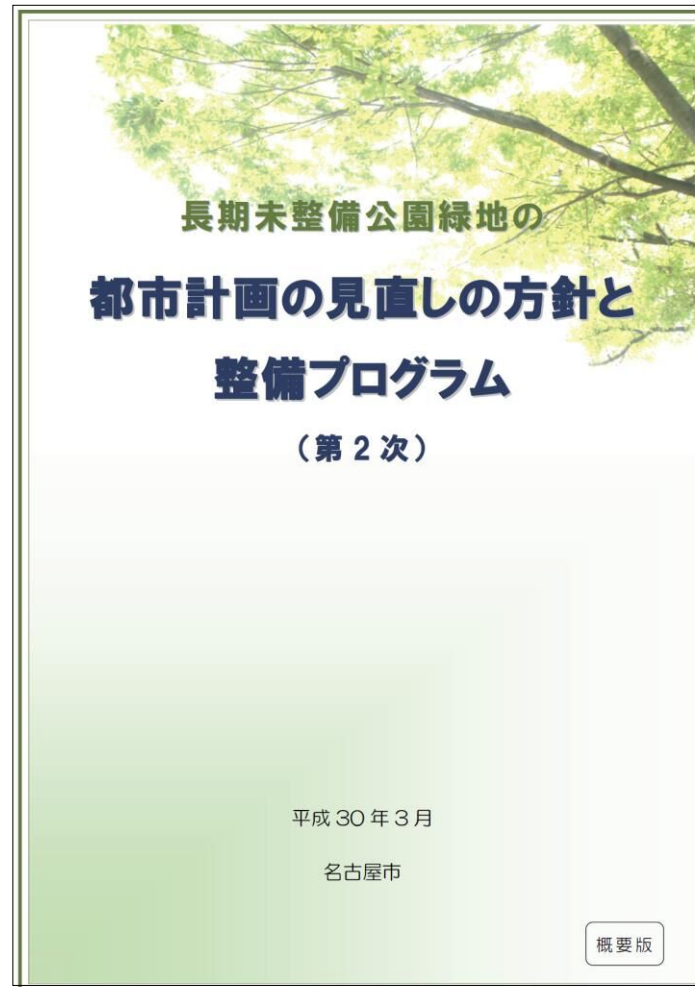
- 第 1 号議案 名古屋都市計画用途地域の変更(名古屋市決定)
- 第 5 号議案 名古屋都市計画風致地区の変更(名古屋市決定)
- 第 6 号議案 名古屋都市計画公園の変更(名古屋市決定)

■ 見直しの経緯



■長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）

（平成30年3月策定）



■ 都市計画の見直しの基本方針（概要版 8ページ）

都市計画の見直しの基本方針

【1】樹林地の保全、文化財の尊重

現況でまとまりのある樹林地や、遺跡等で歴史上又は学術上価値の高いものがある区域は、計画をできる限り変更しないものとします。

【2】緑を保全する制度の活用

特別緑地保全地区等の緑を保全する制度の活用が可能であり、公園の機能面からも支障がない場合は、計画区域の削除を検討します。

【3】地域のまちづくりの中での変更

近隣で土地区画整理事業等によるまちづくりが行われる場合や、同等の機能・規模を持つ用地が取得可能な場合は、計画の位置や区域の変更を検討します。

【4】一体利用が効果的な施設の公園への編入

都市計画公園緑地に隣接し、公園緑地と一体的に利用することが効果的な公共施設等については、既決定区域への編入を検討します。

【5】計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除

- 1) 縁辺部にあり、道路等によって区切られた街区等でおおむね8割以上宅地化している区域は、公園の機能面からの支障がない場合、削除を検討します。

新たな視点の追加

- 2) 縁辺部にあり、おおむね 1ha 以上かつ 8 割以上宅地化している区域は削除を検討します。
- 3) 樹林型の公園緑地において、おおむね 1ha 以上かつ 50 年以上非樹林地となっており、周辺樹林への影響がない区域は削除を検討します。
- 4) 規模が大きく移転困難な施設（学校グラウンド、一団の墓地等）は区域削除を検討します。

■都市計画変更の概要

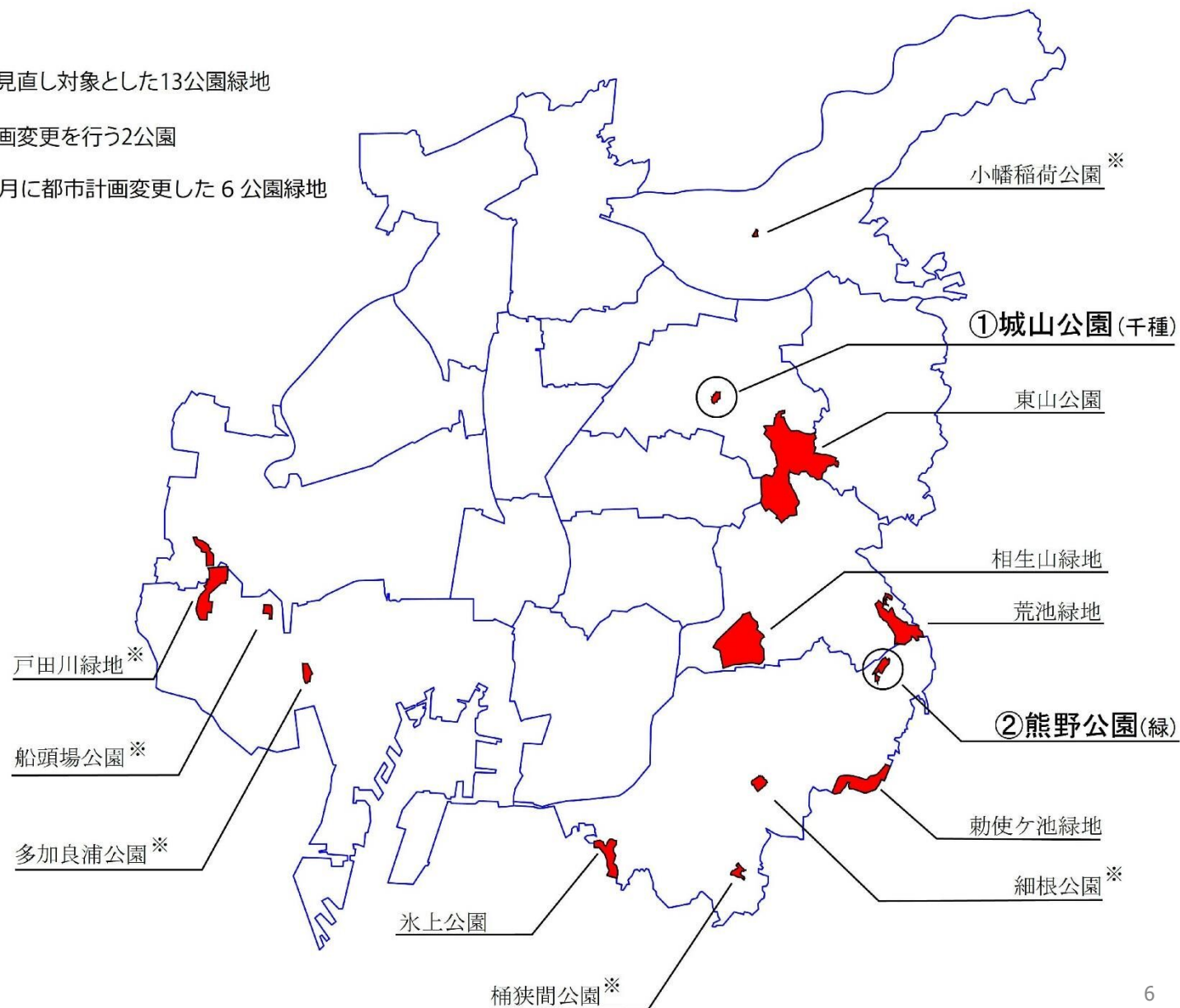
種 別	名 称	変更の概要	用途地域等 変更の有無	具体的な 変更内容
地区公園	4・3・2 号 城山公園	公園機能が発揮されない区域の削除 (面積 約 4.6ha→約 3.9ha)	○	参考図①
総合公園	5・5・10 号 熊野公園	長期に渡り非樹林地となっている区域の削除 (面積 約 13.3ha→約 11.7ha)	—	参考図②

■ 都市計画変更を行う公園緑地の位置図

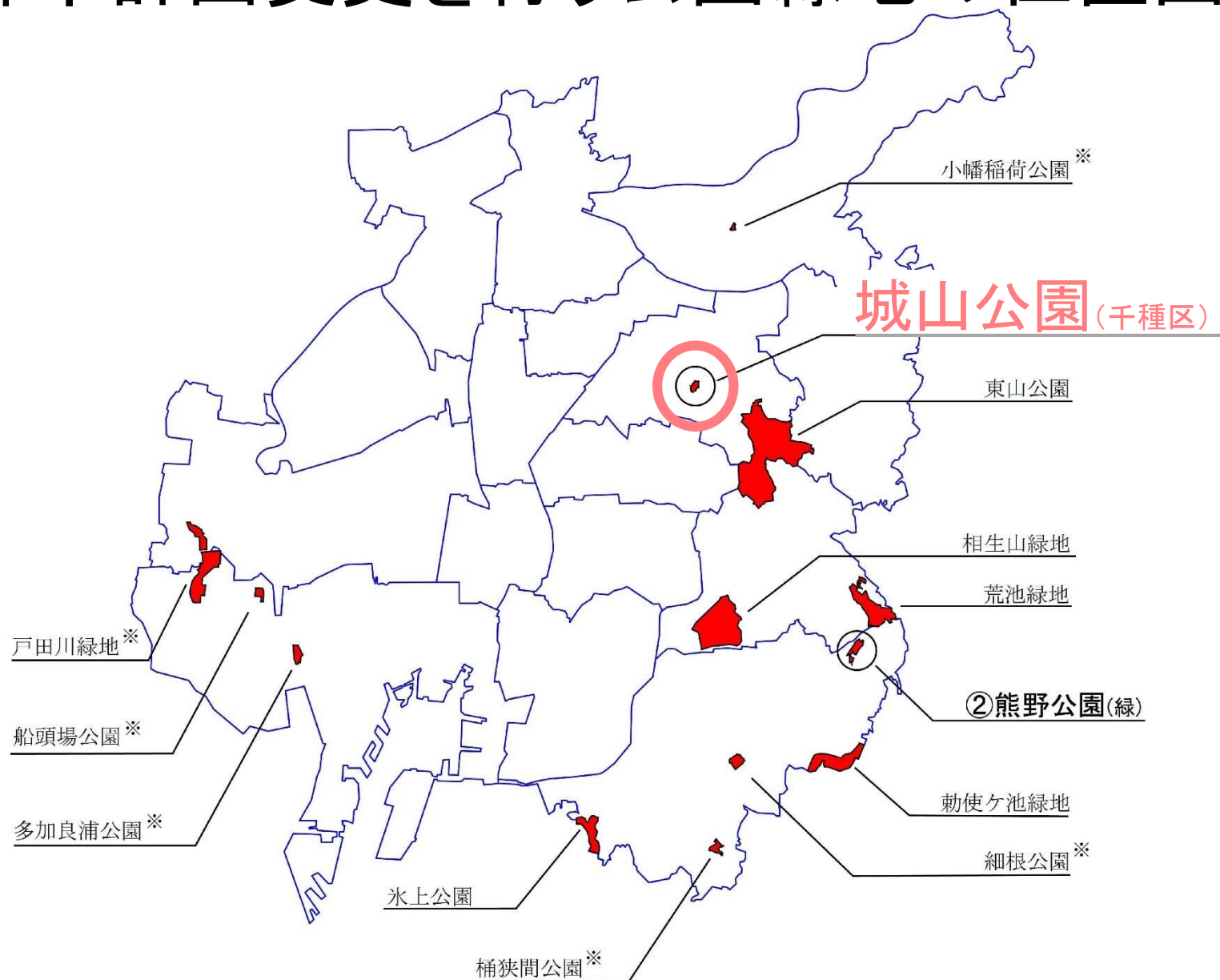
■ …都市計画の見直し対象とした13公園緑地

○ …今回都市計画変更を行う2公園

※ …令和元年8月に都市計画変更した6公園緑地



■都市計画変更を行う公園緑地の位置図



■城山公園の概要

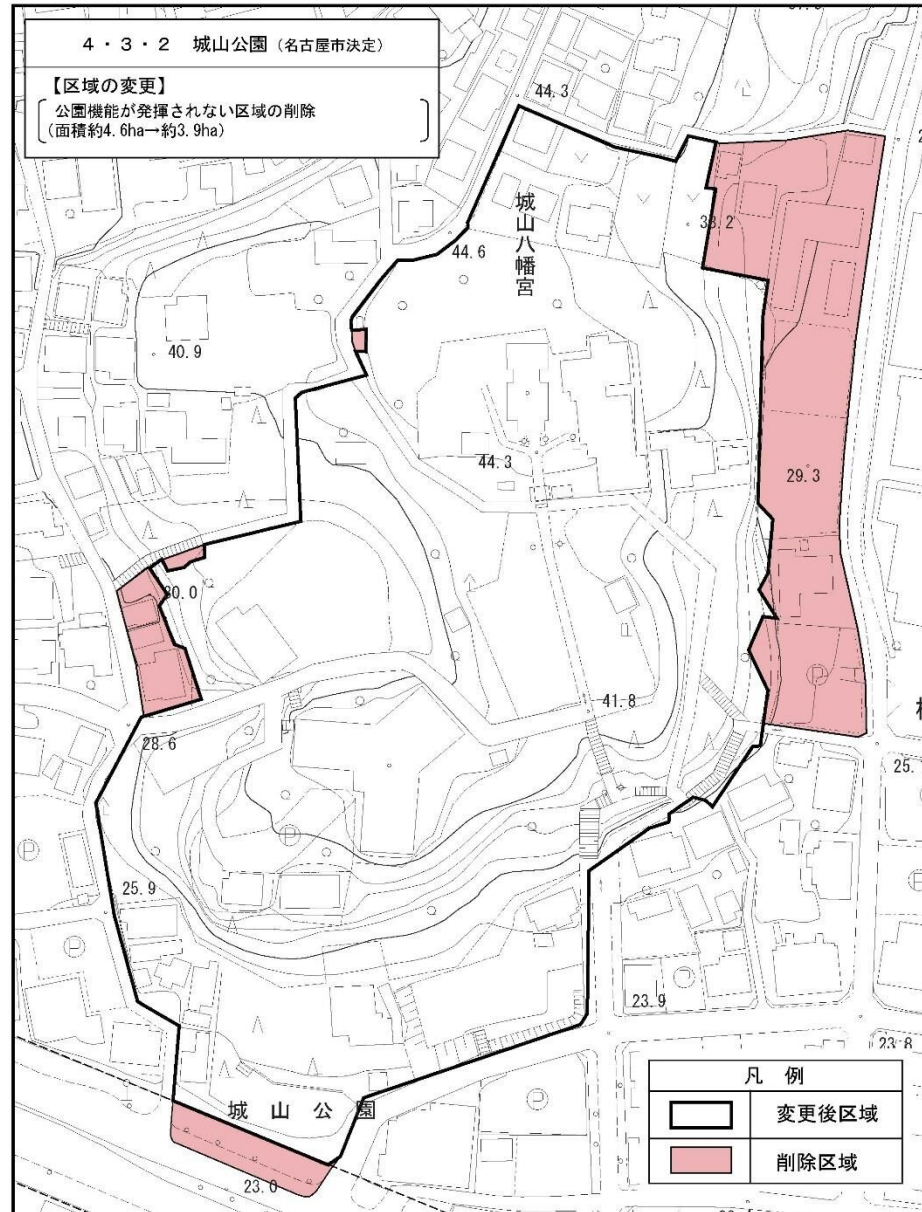
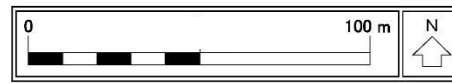
当初決定：昭和22年5月6日

種別：地区公園

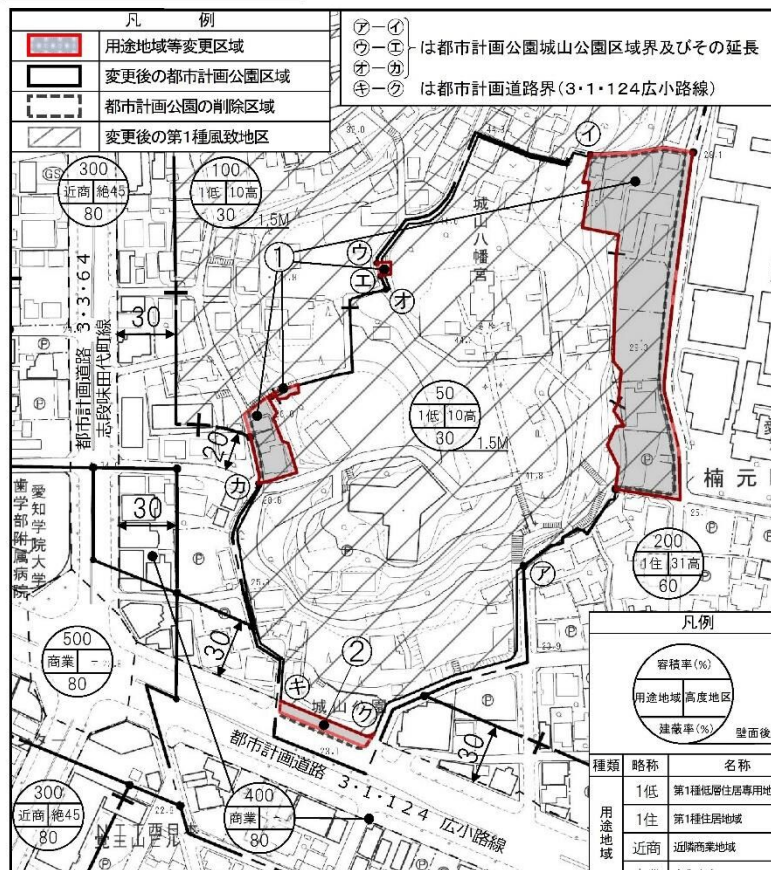
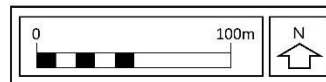
計画面積：約4.6ha



参考図 ①
(その1)



参考図 ① (その2)



※区分線の種類
 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
 沿道指定その他

凡例		
容積率(%)	用途地域	高度地区
建蔽率(%)	壁面後退	
種類	略称	名称
用途地域	1低	第1種低層住居専用地域
	1住	第1種住居地域
	近商	近隣商業地域
	商業	商業地域
高度地区	10高	10m高度地区
	31高	31m高度地区
	絶45	絶対高さ5m高度地区

用途地域等変更前後対照表

変更 か所	変更前			変更後		
	用途地域	容積率／ 建蔽率	風致地区	用途地域	容積率／ 建蔽率	風致地区
①	第1種低層 住居専用地域	50%／30%	第1種 風致地区	第1種低層 住居専用地域	100%／30%	第1種 風致地区
②	第1種低層 住居専用地域	50%／30%	第1種 風致地区	第1種低層 住居専用地域	50%／30%	—

■都市計画変更を行う公園緑地の位置図

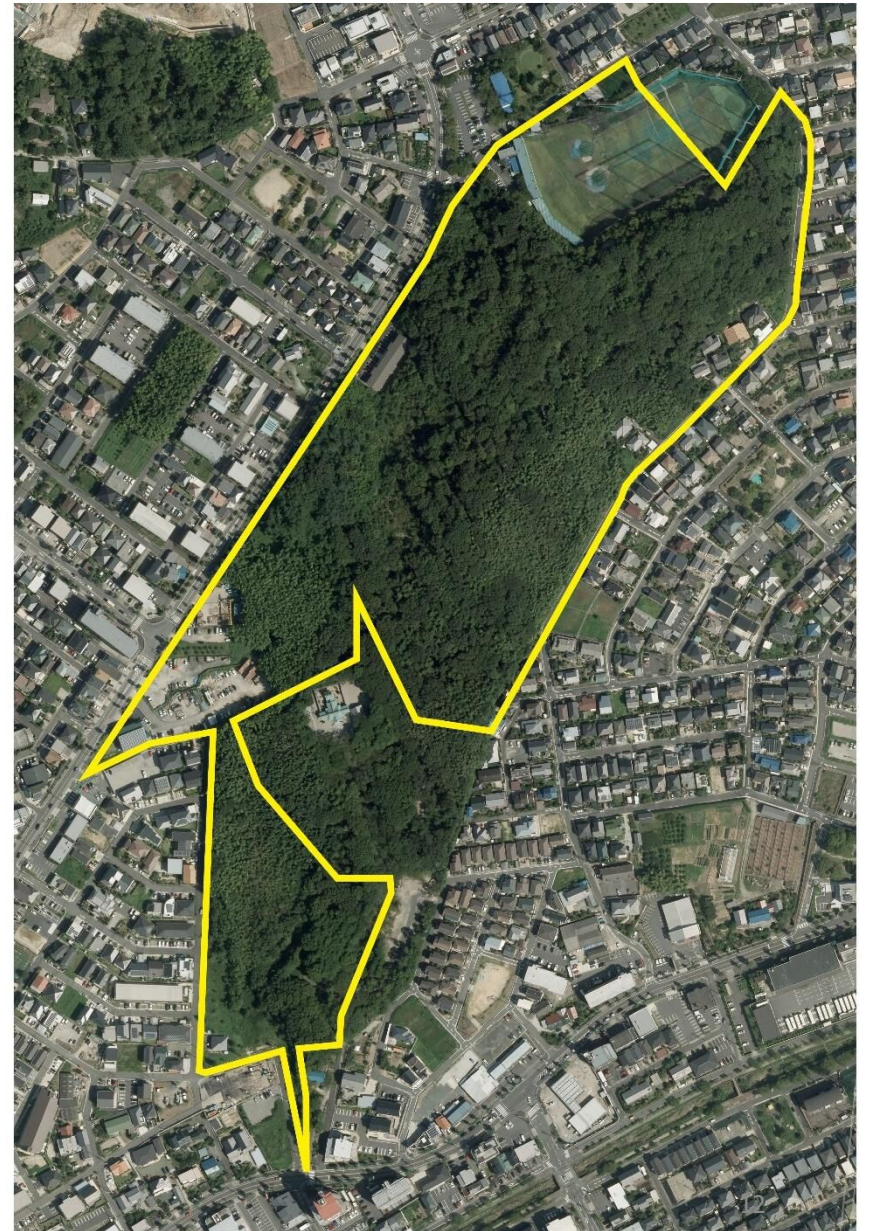


■熊野公園の概要

当初決定：昭和40年1月27日

種別：総合公園

計画面積：約13.3ha



参考図 ②

